

熊本高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

熊本高等学校では、創立以来「士君子」たるの修養を目標として特に「徳性・智能・体力」ともに優れた人物の養成をはかることに重きが置かれた。これを実現するための具体的方途として、「立志・篤行」が定められた。

いじめの問題は学校における最重要課題の一つである。この基本方針は、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる場としての学校のあり方を念頭に、生徒の尊厳を保持し、学校関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止等のための対策をより効果的に推進し、すべての生徒が本校教育の目標の実現に向け取り組めるよう策定するものである。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

まず、いじめの未然防止への取り組みは、すべての生徒を対象になされるものである。それは、いじめはどの生徒にも起こりうるという立場に立つからである。

いじめを受けた生徒のみならず、すべての生徒にとって、常に自分は決して一人ではなく、分かってくれる人がいるという確信を持てることは、未然防止の観点からも大変重要である。そのため、日頃からすべての生徒が、「いじめは決して許されない」という固い決意を持ち、他者を共感的に理解し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しあう態度を身につけることが大切である。また、意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。

加えて、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学校生活を送ることのできる環境づくりについても取り組む必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このために、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階からの確に対処しつつ、いじめを隠したり軽視したりすることないようにしなければならない。

そのため、定期的なアンケート調査や面談、教育相談を実施し、電話相談窓口を周知することで、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭や地域と連携して生徒を見守っていくことが大切である。

(3) いじめへの対処

いじめとして対応すべき事案が確認された場合、ただちにいじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめをしたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。また家庭・教育委員会への連絡・相談、また関係機関とも事案の程度に応じて連携して対処していく。

いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、当事者双方や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

学校関係者と地域・家庭との連携が重要である。育友会総会や学年別保護者会・学級懇談、公開授業や学校行事を通して、地域、家庭との日頃からの交流を進め、機会を捉え、いじめの問題について協議できる環境を整えて、様々な視点から子どもを見守る取組を推進していく。

(5) 関係機関との連携について

いじめる生徒に対し必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）とも積極的に連携し、必要な対応を行っていく。

2 いじめの定義

（いじめの防止等のための基本的な方針および熊本県いじめ防止基本方針より）

いじめとは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを指す。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、行為の対象となった生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの理由から本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、その相談をすることは決して恥ずかしいと思うことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、確認する必要がある。

ただし、このことは、行為の対象となった生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときの生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、次項に定める「いじめ問題対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上での悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、行為の対象となった生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校では、「いじめ問題対策委員会」がこの任に当たる。

(1) 構成員

教頭、主幹教諭、学年主任、生徒課長、生徒支援係教育相談担当、（教務課長）、
スクールカウンセラー

(2) 委員会の役割

- ・いじめの疑いのある情報を収集し、いじめとして認知するか否かの決定
- ・関係職員、生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定
- ・生徒、保護者、関係者に対し、組織的・継続的な観察・見守りの進捗状況の把握と記録
- ・いじめ撲滅への取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談、通報の窓口

(3) 実施時期

学期に1回開催する。

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期

前期・後期毎に計画の検証を実施する。計画策定からの流れは以下の通りとする。

- ① 前年度末から年度初め（3月前後）に各種アンケート・出欠状況等の客観的かつ比較可能な測定結果を踏まえて、学年毎の重点課題を明確化し、次年度に引き継ぐ。
- ② ①の課題をどのように変えたいかという目標の設定（4月）
- ③ ②を達成するための計画策定（4月）
- ④ ③の計画に基づく取組の実施
- ⑤ 取組の達成状況を把握（①で用いた資料での変化）し、①～④のそれぞれの適否検証（9月）
- ⑥ 検証結果を踏まえ、実施（～10月）。

(2) 取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

- ① 取組の評価は、前期・後期末に行う。
- ② 生活指導教育相談連絡会を2、3年生は1学期、1年生は2学期に実施し、また各学年会において、必要に応じて実施する。
- ③ 職員の校内研修を、夏季休業中に実施する。

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

- ① 相互授業見学を実施（年間）
- ② 新入生に対して、土君子合宿の実施（4月）
- ③ 体育祭・文化祭の充実（7～9月）

- ④ 生徒会による生徒が主体となる諸活動の推進（年間）
- ⑤ 学級の絆を深めるLHR年間計画作り（年間）
- ⑥ 保護者・地域への授業公開、総合的学習の時間の成果発表会の公開（土曜授業）
- ⑦ 進路講演会、総学講演会を通して生き方の探究（学年毎）
- ⑧ 授業アンケートの実施（7月、12月）

（4）いじめの早期発見の取組と実施時期

年間を通じて、以下のような取組を実施し、早期発見に努める。

- ① 心の健康調査（6月）
- ② 心のアンケート（12月）
- ③ 教育相談だよりの発行（年間）
スクールカウンセラーの日程周知（基本的に隔週水曜日）
市・県の相談窓口の周知(学期始め)
- ④職員校内研修の実施（8月）
- ⑤ 二者面談・巡回面談（4月、10月、随時）

5 いじめに対する措置

発見されたいじめ事案への対応については、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- （1）被害者への対応：当該学年、生徒部が協力し、初期対応として、まず訴えてきた生徒のすべてを受け止め、迅速に対応する。事実関係の聞き取り調査を実施する。
- （2）加害者への対応：生徒の考えや行為を日時を含め、正確に把握する。
- （3）第三者が存在する場合、客観的情報を収集し、事実関係の正確な把握をする。
- （4）各聞き取りの段階で、管理職への報告と、「いじめ問題対策委員会」を開催し、情報や現状認識の共有化を図り、対応について検討。必要に応じ学年会、生徒指導委員会の開催を指示する。
- （5）必要に応じて臨時職員会議を開催し、情報の共通理解と対応の検討を行う。
- （6）学年部・生徒部・教育相談部、全職員での対応を原則とし、担任だけで処理をしない。
- （7）必要に応じ育友会に理解と協力を依頼する。
- （8）関係専門機関、医療機関の活用も検討する。

6 重大事案への対応

重大事案とは、生徒が「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがある場合、または「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」疑いがある場合のことをいう。「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

相当の期間は年間30日を目安とするが、それを満たさなくても必要に応じ調査に着手する
場合がある。

重大事態が発生した場合には、以下のように対応する。

- (1) 県教育委員会を通じ県知事へ、事態発生を報告する。
- (2) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該学年生徒課職員並びに当該学
年で協力し聴き取りを実施する。また、情報提供を行った生徒からも個別に聴き取り
を実施する。この際
 - いじめがいつ頃から、誰から、どのような態様で行われたか
 - いじめを生んだ背景、人間関係にどのような問題があったか
 - 学校・教職員がどのように対応したか
 という点について客観的事実関係を速やかに把握するよう努める。
 いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望、意見を
 聴取する。その後在籍生徒や教職員へのアンケートを実施したり、聴き取り調査を実
 施する。
- (3) (2) の聴取結果を受け、「いじめ問題対策委員会」に必要に応じ外部専門家を加
 え聴取内容を精査する。
- (4) 生徒・職員のアンケート、ヒアリングを行う等適切な調査方法をとる。
- (5) いじめられた生徒や情報提供を行った生徒の安全を確保しつつ、心理的ケア、落ち
 着いた学校生活への復帰への支援等を計画する。必要に応じ新ハートフル委員会を開
 催する。
- (6) 保護者、生徒本人の関係者に対し、調査進捗状況・調査結果の説明を行う。

(平成30年1月改正)